次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法、および女性活躍推進法に基づき、働き方を見直し、職員がその能力を発揮して、仕事と生活の調和を図れるよう、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和６年３月１６日～令和７年３月１５日までの１年間

２．内　　容

目標１：コロナウィルス以降、より一層変化する労働環境下において、職員が働き続けられるよう、各種支援策の周知活動を行う。 女性職員の平均勤続年数（14．２年、前年度 12．４年、前年差＋1．８年）や、10 事業年度前およびその前後に採用された職員の継続雇用割合を男女別に把握（女性：４５．５%、男性：50．0%）し、離職率の低下を図る。

目標２：男性職員の育児休業取得促進による、男性も女性も働きやすい職場の実現

女性の職業生活に関する情報

【労働者に占める女性の割合】　　７１％

【役職者に占める女性の割合】　　５０％

職業生活と家庭性格との両立に関する情報

【有給休暇取得率】　　９２％

【一月当たりの平均残業時間】　　３６分